



国際地域統括本部（IHQ）および 国際貿易センター（ITC）

－ IHQとITCの事業範囲と税制優遇措置 －

国税局 税務政策企画部 部長
パトリシア・モンコンワニット

2015年 7月22日（東京）

7月23日（名古屋）

7月24日（大阪）

※免責事項：本セミナー資料に含まれている情報は、セミナー開催時点の最新決定事項に基づいておりますが、法律等の改変により変更される可能性があります。また、翻訳が正確であることを保証するものではありません。従って、当内容を実務に適用される際には、事前に国税局の窓口まで詳細をご確認頂けますようお願いいたします。



講演内容

- ・ 国際地域統括本部 (IHQ)
 - ・ 事業活動
 - ・ 条件
 - ・ 税制上の恩典
- ・ 国際貿易センター (ITC)
 - ・ 条件
 - ・ 税制上の恩典
- ・ 申請手続き
- ・ お問い合わせ先



国際地域統括本部 (IHQ)



国際地域統括本部 (IHQ)

タイの法律に基づいて設立された企業で

関連会社に対して管理サービスまたは技術面のサービス、
支援サービスの提供や

関連会社に対して財務管理サービスの提供

オフショア貿易活動を行う



国際地域統括本部 (IHQ)

管理サービスまたは技術面のサービス

支援サービス

- ・ 一般管理業務、事業計画立案、ビジネスコーディネート
- ・ 原材料および部品の調達
- ・ 製品の研究開発
- ・ 技術支援
- ・ マーケティングおよび販売促進
- ・ 財務に関するアドバイス
- ・ 経済・投資関連の分析および調査
- ・ ローン管理



国際地域統括本部 (IHQ)

財務管理サービス

- ・ タイ中央銀行の規定に基づく財務センター
- ・ バーツによる貸借



国際地域統括本部 (IHQ)

オフショア貿易活動

- ・ タイ国外での商品の売買 (Out-Out)
- ・ 国際貿易関連サービス



IHQの「関連会社」

Box 1
国際地域統括本部に直接
または間接的に総資本金の
25%以上の株を保有する
企業

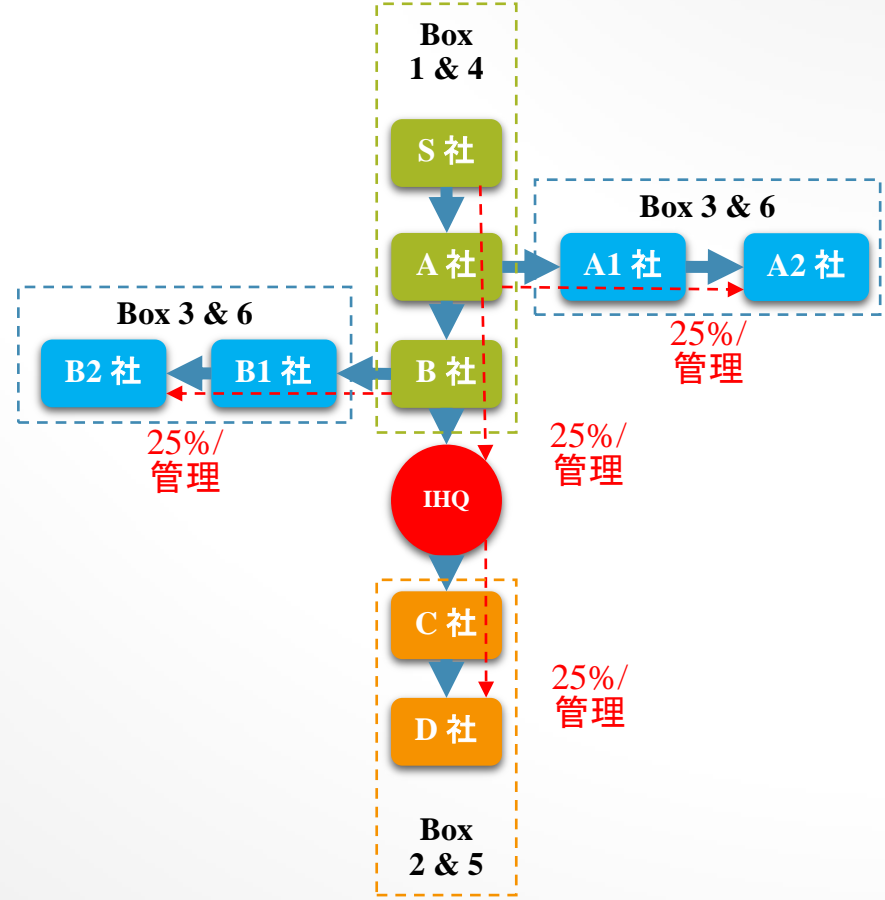
Box 4
国際地域統括本部を管理
または監督権限を持つ企業

Box 2
国際地域統括本部が直接
または間接的に総資本金の
25%以上の株を保有する
企業

Box 5
国際地域統括本部が管理
または監督権限を持つ企業

Box 3
Box 1 が直接または間接的
に総資本の25%以上の株を
保有する企業

Box 6
Box 4 の企業が管理または
監督権限を持つ企業





IHQの条件

タイ国外にある最低1社の関連会社に対し、管理サービスまたは技術面のサービス、支援サービス、もしくは財務管理を提供すること

最低払込資本金 = 1,000万バーツ

タイ国内における受領者に対する運営費用 = 1,500万バーツ以上

恩典の期間 = 15会計年度

* 条件を満たせない項目が一つでもある場合、該当する会計年度において、駐在員向けの恩典を含むすべての税制上の恩典が受けられない



国際地域統括本部 (IHQ) の 税制上の恩典



IHQに対する法人所得税の免除

タイ国外にある関連会社からの収入

- ・ 管理サービスまたは技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理による収入
- ・ ロイヤルティー
- ・ 配当金
- ・ キャピタルゲイン

オフショア貿易および関連サービスによる収入

- ・ タイ関税法に基づく積み換え、通過貨物を含む、out-out貿易による収入
- ・ 外国企業に対する国際貿易関連サービスの提供による収入



IHQにおいて法人所得税率が
引き下げられる収入 -20%から10%へ減税

タイにおける関連会社からの収入

- ・ 管理サービスまたは技術面のサービス、支援サービス、財務管理による収入
- ・ ロイヤルティー



IHQに対する特別事業税の免除

関連会社への貸付による総収入



IHQによるタイ国外への支払い に課される法人所得税の免除

法人所得税免除対象収入から支払われた
配当金

関連会社に貸し付けるため
借り入れに対する利子



IHQで働く駐在員の個人所得税

15%

IHQの雇用による総収入および
その他の手当に対する個人所得税率



国際貿易センター (ITC)



ITCの条件

最低払込資本金 = 1,000万バーツ

タイ国内における受領者に対する運営費用 = 1,500万バーツ以上

免税期間 = 15会計年度

* 条件を満たせない項目が一つでもある場合、該当する会計年度において、駐在員向けの恩典を含むすべての税制上の恩典が受けられない



国際貿易センター(ITC)の 税制上の恩典



ITC に対する法人所得税の免除

オフショア貿易および関連サービスによる収入

- ・ タイ関税法に基づく積み換え、通過貨物を含む、out-out貿易による収入
- ・ 外国企業に対する国際貿易関連サービスの提供による収入



ITCによるタイ国外への支払いに課される法人所得税の免除

法人所得税免除対象収入から
支払われた配当金



ITCで働く駐在員の個人所得税

15%

IHQにおける雇用による総収入および
その他の手当に対する個人所得税率



申請手続き

www.rd.go.th

The screenshot shows the website interface with a navigation bar at the top containing: เกี่ยวกับกรมสรรพากร, ท้องข่าว, **บริการอิเล็กทรอนิกส์** (circled in red), ความรู้เรื่องภาษี, บริการข้อมูล, and อ้างอิง. Below the navigation bar are search and utility links: ทางลัดข้อมูลใช้บ่อย, WebServices, VAT Refund For Tourists, FAQ, Search, English, and social media icons. The main banner features a large orange box with the text: ยื่นคำขออนุมัติเป็นสำนักงานใหญ่ข้ามประเทศ (IHQ) หรือ บริษัทการค้าระหว่างประเทศ (ITC). A red arrow points to this banner. Below the banner is a row of service tiles: WHAT'S NEW, **e-SERVICES** (circled in red), and E-FILING. The e-SERVICES tile contains the text: ยื่นคำขออนุมัติเป็นสำนักงานใหญ่ข้ามประเทศ (IHQ) หรือ บริษัทการค้าระหว่างประเทศ (ITC) บริการออนไลน์.



申請手続き

- ยื่นแบบผ่านอินเทอร์เน็ต >
- ยื่นแบบด้วยสื่อคอมพิวเตอร์และ >
- ฝาก ไปรษณีย์ >
- ยื่นคำร้องสำหรับ IHQ/ ITC >**
- บริการจดทะเบียน >
- ใบกำกับภาษีอิเล็กทรอนิกส์และ >
- ใบรับอิเล็กทรอนิกส์ (e-Tax >
- Invoice & e-Receipt) >
- ติดตามคำร้องขอคืนภาษีมูลค่า >
- เพิ่มทาง Internet >
- ระบบคืนภาษีมูลค่าเพิ่มอัตโนมัติ >
- เที่ยว >
- ขอหนังสือ ก.พ. 07 (ไม่ออกให้จ่าย) >
- สำนักงานบัญชีส่วนแทน >
- ไปรษณีย์ตามกำหนดที่บัญชี >
- กับการขายของส่งทางไปรษณีย์ >
- GIS สำหรับแผนภาษีศุลกากร >
- Download >

ระบบยื่นคำขออนุมัติเป็นสำนักงานใหญ่ข้ามประเทศ (IHQ) หรือ บริษัทการค้าระหว่างประเทศ (ITC) ทางอิเล็กทรอนิกส์

ยื่นคำร้องขออนุมัติเป็น IHQ หรือ ITC

มาตรการภาษีเพื่อส่งเสริมการจัดตั้งสำนักงานใหญ่ข้ามประเทศ

มาตรการภาษีเพื่อส่งเสริมการจัดตั้งบริษัทการค้าระหว่างประเทศ

ความเป็นมา

คณะรัฐมนตรีได้มีมติเมื่อวันที่ 23 ธันวาคม 2557 และวันที่ 10 มีนาคม 2558 เห็นชอบมาตรการภาษีเพื่อส่งเสริมการจัดตั้งสำนักงานใหญ่ข้ามประเทศและมาตรการภาษีเพื่อส่งเสริมการจัดตั้งบริษัทการค้าระหว่างประเทศ เพื่อจูงใจให้ภาคเอกชนทั้งในและต่างประเทศจัดตั้งสำนักงานใหญ่ข้ามประเทศ (International Headquarters: IHQ) และบริษัทการค้าระหว่างประเทศ (International Trading Center: ITC) ในประเทศไทย อันจะทำให้ประเทศไทยเป็นศูนย์กลางการค้า การเงิน และการลงทุนของภูมิภาค

Background

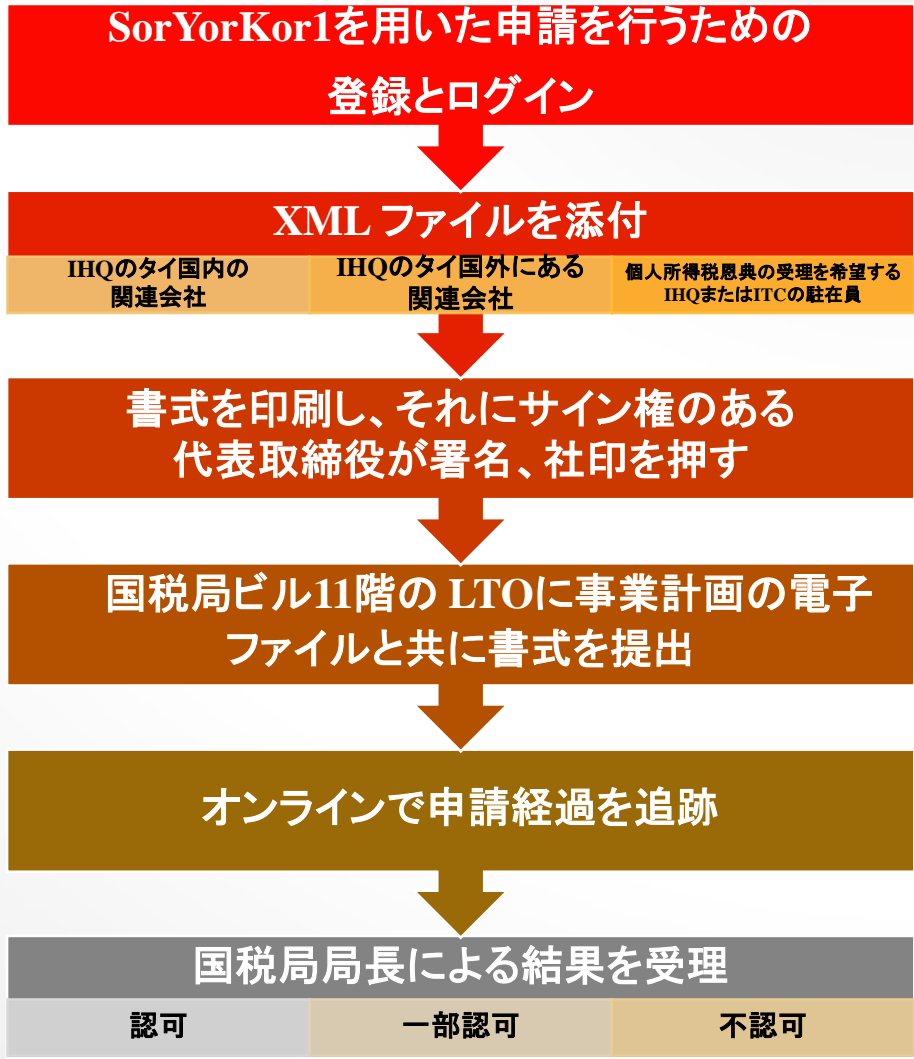
On 23 December 2014 and 10 March 2015, the Cabinet approved Tax measure to support establishments of International Headquarters (IHQ) and Tax measure to support establishments of International Trading Center (ITC) in order to provide incentives for Multinational Enterprises (MNEs) to set up IHQ and ITC in Thailand. This will make Thailand become a regional hub for trading, financial services and investment.



IHQおよびITCの規定



申請手続き





申請書 (SorYorKor. 1)

申請書に記載が必要なもの

- 会社概要
- 申請する事業内容
- 会計期間
- その他の情報
 - 事業計画のページ数
 - 国際地域統括本部(IHQ)のタイにある関連会社数
 - 国際地域統括本部(IHQ)の外国にある関連会社数
 - 国際地域統括本部(IHQ)および国際貿易センター(ITC)業務を行う個人所得税恩典の対象となる駐在員の数
- サイン権のある代表取締役のサインおよび社印



国税局へのお問い合わせ (IHQ-ITC関連部門)

税務政策企画部

+662-272-8033

法務部

+662-272-8390

IT部

+662-272-8735 および

+662-272-8871



ありがとうございました